

令和7年氷川町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時：令和7年2月10日（月） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 欠
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 欠	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

1番 片山 一哉	2番 欠	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 丸山 修二
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農用地使用貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第7号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第8号 農用地利用集積促進等計画書について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第2回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、1番、濱田委員、2番、松本委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告(1)および報告(2)について事務局より説明願います。

尾下職員 報告(1)、(2)の説明をいたします。1ページ、2ページをご覧ください。

報告(1)は賃料が設定してある有料の貸し借りの合意解約です。報告(2)は賃料が設定されていない無料の貸し借りの合意解約になります。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。

以上で説明をおわります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありますか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 議案第4号についてご説明します。資料は3ページをご覧ください。

申請人の氏名住所、物件等は資料にてご確認をお願いします。申請地は売買による許可申請となっております。

当該農地の所有者は相続により農地を取得されました。しかし、県外に在住で帰郷の予定はなく財産の処分を考えてお

られました。譲受人は隣町で農業を営んでおり規模拡大を考えておられるときに譲渡の話聞き、双方の合意により売買による所有権移転の申請を出されました。譲受人は今回取得される農地にはホールクローブを栽培されるそうです。譲受人は取得後も農地を効率的に管理、利用されると思われ許可要件を満たしていると思われ。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を本山委員よりお願いします。

本山委員

2月6日午前10時より申請者立会のもと現地を確認しました。申請地および譲受人は許可要件を満たしていると思われ。審議方お願いします。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長

異議もないようですので、議案第4号、番号1について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長

全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は4件です。番号1について事務局より説明願います。

續係長

議案第5号、1番についてご説明します。4ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、物件等は資料にてご確認ください。個人の一般住宅建築のための転用申請となっております。

譲受人は〇〇地区内の借家にお住まいです。借家の経年劣化が進みこのまま住み続けるのは棄権と判断し、まず今お住まいである借家の大規模改修とそれに伴い土地と建物の買収を考えられましたが、権利関係が複雑でその件は断念されました。しかし将来的に訪れるご夫婦の両親の介護と譲受人の妻がピアノ教室を自宅で行う意向があることから住宅の取得が喫緊の課題で新築住宅を建設すべく農地以外の土地を検討されましたが条件が合わず、農地ではありますが計画地を見つけ譲渡の合意に至りました。

給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は集水桝から北側の排水路に流すとのことです。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は第3種農地、第1種農地にも属さないため第2種農地に区分され、許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので報告を丸山推進委員よりお願いします。

丸山推進委員 2月6日午前10時40分より、事務局立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可要件は満たしていると思われますので、審議方、お願いします。

以上で報告を終わります。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第5号、番号1について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、番号2について事務局より説明願います。

續係長 議案第5号の2番 についてご説明します。5Pをご覧ください。

申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。個人住宅を建設するための転用の許可申請となっております。申請地は〇〇地区の集落内にある農地です。

譲受人は〇〇地区の借家にお住まいです。子どもの成長による手狭感があり、子育て政策が積極的な氷川町に家を立てることを望まれ、条件として小学校、中学校に近くかつ、上下水道や接続道路などインフラ整備が整っている場所を氷川町内で宅地や雑種地を探されましたが適地がなく、農地ではありますが、計画地を見つけ譲渡の合意に至りました。

給排水計画については、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水は集水桝から北側の排水路に流すとのことです。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は申請地の500m以内に教育施設、病院（本申請は中学校・医院）が2つ以上あり、隣接道路には上下水道管が埋設されている第3種農地に区分され、許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので報告を丸山推進委員よりお願いします。

丸山推進委員 2月6日午前11時より、事務局立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可要件は満たしていると思われしますので、審議方お願いします。

以上で報告を終わります。

永田議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第5号、番号2について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つづきまして、番号3および番号4について事務局より説明願います。

續係長 案第5号の3番及び4番 についてご説明します。会議資料の6Pをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区内の〇〇団地に隣接する農地です。

譲受人は土木建設業の代表取締役です。

土地の選定理由としては、事業量の増加による資材置場の不足が見込まれ、資材置場の新設又は拡張が必要となりました。譲受人は番号3の申請地の東側に既設の資材置場を所有しており、その場所と一体的に利用することで事業の効率化が図れることから申請地を選択されました。

また、番号4の申請地には埋蔵文化財がございます。工事着工の60日前に届出を行う必要がありますが、転用許可後速やかに届出を出されるとのことです。

給排水計画については、給水、生活雑排水は資材置場なのでありません。雨水は自然浸透及び北側の排水路に流すとのことです。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は第3種農地、第1種農地にも属さないため第2種農地に区分され、許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。現地確認も済んでおりますので、報告を鉄島推進委員よりお願いします。

- 鉄島推進委員 2月6日午前11時20分より、申請者代理人立会いのもと現地を確認いたしました。
- 申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが、許可要件は満たしていると思われますので、審議方、お願いします。
- 以上で報告を終わります。
- 永田議長 ただいま現地確認報告がありました。何かご意見はありませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第5号、番号2番号3について採決します。
- 許可することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
- つぎに、議案第6号、氷川町農用地利用集積計画(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。
- 議案第6号 についてご説明します。7Pをご覧ください。
- 今月の契約は1件で公社の買入となります。
- 譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10a当たりの金額及び対価などは、お手元の資料にてご確認をお願いします。
- あっせん売買による所有権移転となります。
- 以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 何もないようですので、議案第6号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
- つぎに、議案第7号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。
- 議案第7号 についてご説明します。資料8ページをご覧ください。
- こちらは相対となり、農地バンクを利用しない貸し借りでの契約となります。今回の新規利用権設定は6筆で13,029㎡です。貸し人・借り人の農地所在地については資料をご覧ください。
- 以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

- (異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第7号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員賛成)
- 永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。
つぎに、議案第8号、農地利用集積促進等計画書について上
程します。事務局より説明願います。
- 尾下職員 議案第8号 についてご説明します。資料9ページをご覧
ください。
この案件は、農業公社をとおした農地バンクの案件です。今
回の新規利用権設定は2筆で7,325㎡です。貸し人・借り人の
農地所在地については資料をご覧ください。
以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はあ
りませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 何もないようですので、本案は原案のとおり認めます。
以上で本日の議案審議は終了です。
委員の皆さまから質問等はありませんか。
- (質問なし)
- 永田議長 それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願
いします。
- 坂梨事務局長 —<連絡事項について説明>—
坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——
井副副会長 それでは、閉会を行います。
以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これを
もちまして総会を閉会します。

(午後2時35分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)